

# グローバル・リスク・ウォッチ Vol.20

## トランプ新大統領がもたらす「勝者」と「敗者」 他

=====

<<index>>

1. トランプ新大統領がもたらす「勝者」と「敗者」(大山)
  2. トランプ政権の金融規制政策(中野)
  3. 長期金利のコントロール(熊谷)
  4. 不思議の国シンガポール(茂木)
  5. 講演最新情報(2016年11月時点)
- =====

### 2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

#### トランプ政権の金融規制政策

有限責任監査法人トーマツ シニアマネジャー 中野百合

事前の世論調査の結果に反し、トランプ氏が米国の次期大統領に選出されました。選挙後、市況は大方の予想を裏切る動きを見せており、特に金融機関の株価は堅調に推移しています。次期政権による金融規制緩和に対する市場の期待を反映したものと考えられますが、トランプ氏の具体的な政策は明らかになっていません。トランプ氏の政策を記載したウェブサイトでは、「ドッド・フランク法を解体し、経済成長と雇用創出を促す新たな政策に置き換えることに取り組む」との記載に留まっています。

今回の大統領選挙と同時に行われた議会選挙で上下両院の多数を確保した共和党も、金融規制の緩和を支持していません。共和党が7月18日に公表した政策綱領(Republican Platform 2016)では、「ドッド・フランク法は、民主党が立法化したゴジラであり、小規模コミュニティバンクを踏みつぶしている。ドッド・フランク法の過剰規制は今日の経済停滞の原因となっている」などの記載があります。一方で、「商業銀行がリスクの高い投資業に従事することを禁止するグラス・スティーガル法の復活を支持する」と、逆に商業銀行の規制強化を支持する記載もあり、全体的にはあまり熟考された内容ではないことがうかがえます。

規制強化に批判的であった共和党の Hensarling 議員が議長を務める下院金融委員会において、今年9月13日に承認された「Financial Choice Act」法案にも注目が集まっております。同法案はまさにドッド・フランク法を解体する内容となっています。第一に、強固な自己資本や経営基盤を有する銀行に対して規制を大幅に免除するとしています。具体的には、

レバレッジ比率 10%以上、統一金融機関評定制度 (Uniform Financial Institutions Rating System) に基づく CAMELS 総合評定 (5 つの評定項目 Capital Adequacy (自己資本) Asset Quality (資産内容) Management (経営) Earnings (収益性) Liquidity (流動性) Sensitivity to Market Risk (市場リスクに対する感応性) に基づき 5 段階 (1 が最高、5 が最低) で評価) が 1 もしくは 2 である銀行は、バーゼルの自己資本および流動性規制、規制当局による資本分配に対する制限、破綻処理計画の提出などが免除となります。第二に、「大きすぎてつぶせない」問題と銀行救済に終止符を打つ施策として、SIFI (システム上重要な金融機関) 指定による当局の監視制度を廃止する一方で、連邦準備制度のディスカウント・ウィンドウによる貸出の制限や連邦預金保険公社 (FDIC) が銀行の債務を保証するために、広く資金提供が可能なプログラムを設立する権限の廃止などにより、政府サポートを大幅に縮小することを提案しています。また、秩序だった清算権限 (Orderly Liquidation Authority: OLA) を廃止し、大きくて、複雑な金融機関の破綻に対応できる破産法に置き換えることも盛り込まれています。第三に資本形成を促進する施策として、ボルカールールの廃止と、プライベート・エクイティ・ファンドの規制改革を掲げています。第四に金融安定監督評議会 (FSOC)、消費者金融保護局 (CFPB)、連邦準備制度、証券取引委員会 (SEC)、通貨監督庁 (OCC)、など既存当局の見直しや権限の制約などが提示されています。最後に、コミュニティ金融機関の規制を軽減する施策として、金融規制当局に、個々の金融機関のビジネスモデルやリスク・プロファイルに適した規制の策定を求めることや、財務・経営基盤の強固な金融機関には、当局への報告負担を軽減することなどが盛り込まれています。

同法案は金融危機以降の規制強化を抜本的に見直し、業界によるコンプライアンス負担の軽減や SIFI 規制の廃止、さらには政府による銀行救済の禁止など、政府による関与を減らし、共和党が提唱する小さな政府を目指す内容となっています。規制免除の条件となるレバレッジ比率は最低 10% を要求しており、現行の米規制の 5% (一定規模の銀行持ち株会社) を大幅に上回ります。10% を超えるレバレッジ比率を維持する金融機関は、破綻する可能性が低いため、バーゼル等負担の大きい規制は必要ないという発想と思われます。一方、レバレッジ比率や CAMELS の総合評点では十分に把握できない流動性リスクのモニタリングの必要性や、大きくて複雑な金融機関の破綻に対応できる破産法の策定など、疑問点が多い法案となっています。また、金融危機以降、国際規制が欧米主導による国際合意により進められてきたことに鑑みると、例えば、システム上重要なグローバルな銀行 (G-SIBs) がバーゼル規制を完全に免除されるような状況は考えにくいでしょう。一方で、さらなる規制強化が進められている国際金融規制について、主要国は一枚岩ではなく、とりわけバーゼル規制については米国が規制の厳格化を主張する中、日欧が反対している状況です。政権移行に伴い米国のスタンスが軟化するならば、今後の規制強化の流れが変わる可能性はあります。現段階では、移行後の金融規制の行方は不透明ですが、現在調整が進められている次期政権の幹部人事や、具体的な金融規制政策を注視していく必要があるでしょう。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。